

令和8年度 就学援助制度について(お知らせ)

幸田町では、小中学生保護者で経済的にお困りの方に対し、学用品費・給食費等の援助を行っています。希望される方は、以下のとおり申請してください。

申請は、いつでも受付けています。ご不明な点は、学校か教育委員会にお尋ねください。

●援助の対象となる方

小中学生の保護者（幸田町在住）で、次のどれかに当てはまる方

- ・生活保護を受けている方（生活保護と重複の無い費目が支給の対象となります。）
- ・市町村民税が非課税又は減免された方
- ・児童扶養手当が支給された方
- ・国民年金の掛金や国民健康保険料が減免された方
- ・その他、経済的な事情により援助が必要な方

●援助の内容

費目	支給額	対象者	支給時期
学用品費 (年額)	①1年:13,230円、2~6年:15,500円 ②1年:25,040円、2~3年:27,310円	全員	各学期後
給食費	①：240円 × 食数 ②：270円 × 食数	全員	各学期後
新入学用品費	①：57,060円 ②：63,000円	小中1年生のみ (4月末までに申請した方)	入学前又は 1学期後
修学旅行費	保護者が負担した額	参加者のみ	参加学期後
校外活動費 (泊りのあるもの)	交通費、見学料	参加者のみ	参加学期後
部活動費 (年額)	③30,150円まで (部や学年により異なります)	中学生のみ	各学期後
災害共済給付掛金	460円	全員 (5月末までに申請した方)	1学期後
オンライン通信費	月額1,000円 (持ち帰り学習を実施した月のみ)	全員	各学期後

※年度途中で認定された場合、学用品費と部活動費は認定期間に応じた月割り額となります。

※支給費目や支給額は、国の制度改正などに伴い、変更されることがあります。

※学校から治療指示を受けた一部疾病（むし歯、中耳炎など）は、教育委員会に申請すれば就学援助費として医療費を受け取ることができます（その場合、子ども医療費助成制度や母子家庭等医療費助成制度は利用できません。）。

●申請方法

- ・ **申請書と申請に必要な書類**（申請書の裏面を参照）を、**学校か教育委員会**（役場4階学校教育課）に提出してください。
- ・ 申請書には個人情報（マイナンバー等）が含まれますので、**学校に提出する場合は、封筒などに入れ、外から情報が見えないようにしてください。**
- ・ 申請書は、学校や教育委員会で受け取るか、町のホームページでダウンロードすることができます。

●結果の通知

- ・教育委員会が申請内容を審査し、結果を郵送でお知らせします。
- ・審査の結果は、援助費の支給手続に必要なため、学校にもお知らせします。

●支給時期と支給方法

- ・援助費は、各学期後（1学期分：8月頃 2学期分：1月頃 3学期分：3～4月頃）に保護者の指定した口座に振り込みます。



小・中学校新1年生の新入学用品費について

認定された方のうち、小・中学校の新1年生には、「新入学用品費」が支給されます。新入学用品費は、申請した時期によって支給時期が異なりますのでご注意ください。

- ・令和8年2月13日(金)までに申請 → 3月(入学前)に支給
- ・令和8年4月30日(木)までに申請 → 8月(入学後)に支給
- ・それ以降(5月に入ってから)申請 → 新入学用品費は支給されません。



2月13日までに申請した方でも、審査状況等によっては8月支給となることがありますので、ご承知おきください。

※就学援助は、保護者が学校に支払った後に、援助対象となる金額を払い戻す制度です。援助費の受取り先を学校にすることで、月々の支払を軽減することができますので、希望する方は学校か教育委員会にご相談ください。

●援助を受けられる経済状況の目安

- ・家族全員（単身赴任で別居の方なども含む）の合計所得で審査します。
- ・下の表はおおよその目安です。詳しくは、お問い合わせ先にご連絡ください。

世帯 人数	家族構成	持ち家の場合		アパート等の場合	
		年収	所得	年収	所得
2人	母親、小学生	約280万円	約177万円	約354万円	約229万円
3人	母親、小学生2人	約369万円	約241万円	約439万円	約297万円
4人	両親、小学生、中学生	約414万円	約277万円	約484万円	約333万円
5人	両親、小学生2人、中学生	約484万円	約333万円	約556万円	約389万円

※※※ 注 意 ※※※

◎税（所得税・住民税）の申告をしていない場合、所得の審査が出来ないため、援助の対象になりません。収入がない方であっても、必ず住民税申告を済ませてください（被扶養者を除く。）。

◎令和7年1月2日以降に幸田町に転入してきた方は、前に住んでいた市町村で課税証明書（所得の分かる証明書）を発行し、申請書に添付して提出してください。